

< 全国高体連HPより >

資料 3 - (3)

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成 14 年 3 月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で、加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。

(2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の 2 年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

(2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

(3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行

平成 19 年 3 月 3 日 改正

平成 25 年 5 月 21 日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

平成 25 年 12 月 6 日 一部改正「募集停止[学級減を含む] 追記

令和 5 年 1 月 16 日 改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会
参加承認

資料 3 - (4)

部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

(1) 趣旨

本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）で参加する場合は（2）の条件を満たしているとともに、専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

(2) 条件

- ① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- ② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計9競技）
- ③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- ④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

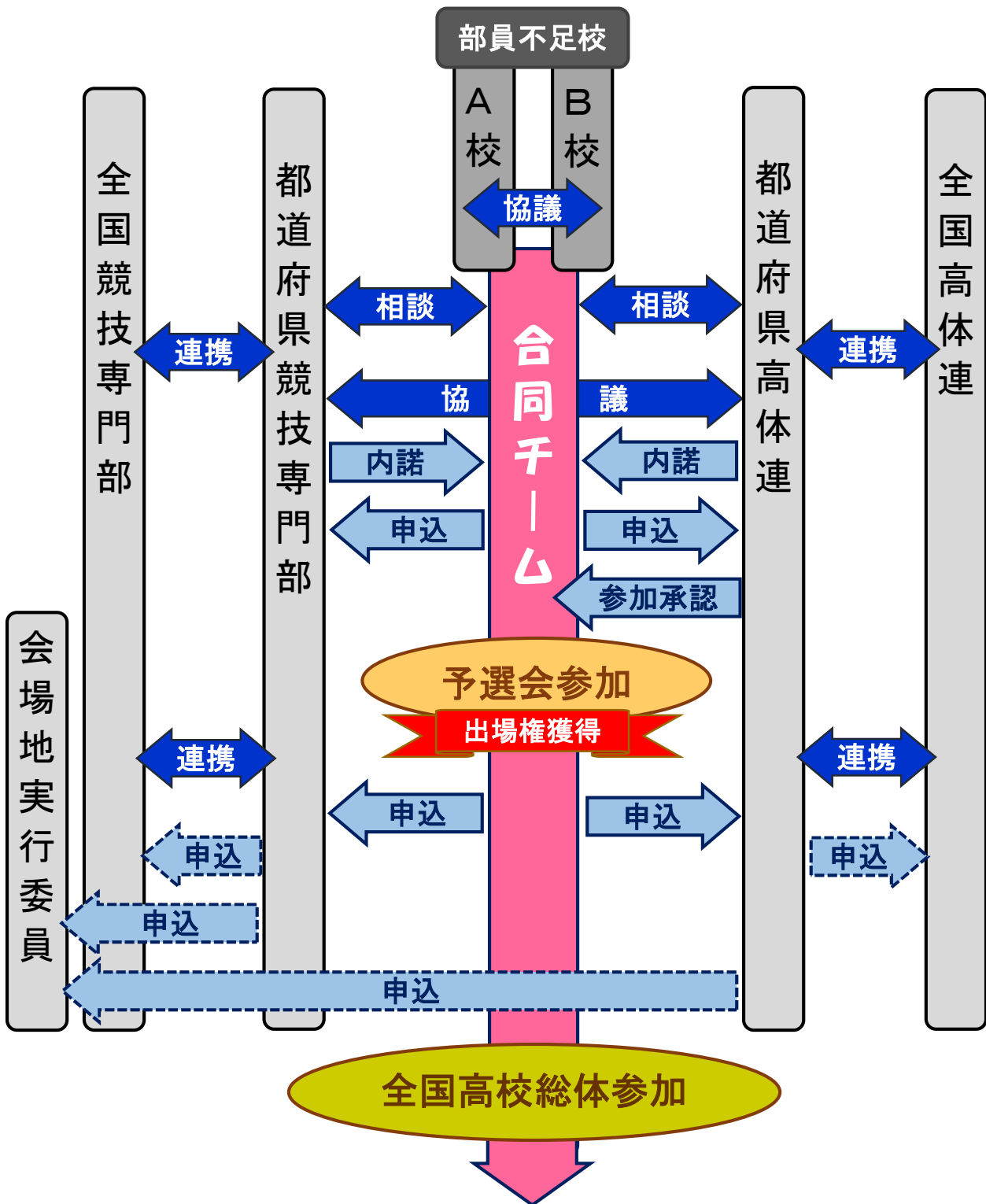
（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

- ⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
- ⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
- ⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- ⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
- ⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

令和5年1月16日 制定

部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会参加に関する手続き等



- * 部員不足の2校による合同チームの大会等への参加手続き例を表示。
- * 全国高校総体への参加手続きは代表的な例を表示。このほかNF等へ申込み競技もある。
- * 水球・ホッケーは他に地域大会・ブロック選考会を経た全国高校総体への参加手続きとなる。

① 「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」 関連

- Q1 都道府県で予選会参加承認競技が異なる場合の対応はどのようにするのか？
(例：現在、ある県ではバレーボールで予選会参加を認めていない場合など)
A:「…参加規程」で定めた競技は、都道府県予選会が実施される場合、参加可能となる。
- Q2 都道府県高体連会長が参加承認を判断する要件は何か？
A:「…参加規程」の趣旨や条件、「…参加ガイドライン」の編成基準に合致するか否か。
- Q3 「…参加ガイドライン」に合致するかの判断は、全国(都道府県)専門部ではないのか？
A:全国専門部と連携した都道府県専門部と協議の上、都道府県高体連会長が判断する。
- Q4 「…参加規程」の勝利至上主義的編成に係る判断も都道府県高体連会長がするのか？
A:することとなる。判断に関する相談には全国高体連事務局及び全国専門部で応じる。
- Q5 「…参加規程」や「…参加ガイドライン」に関する問い合わせ先はどこか？
A:「…参加規程」は全国高体連事務局。「…参加ガイドライン」は全国専門部。

② 「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」 関連

- Q1 趣旨には「成果を試す機会確保」が導入理由とされている。一方、合同チームの編成により出場機会を失う部員が出る可能性もあるが、矛盾しないのか？
A:通常の部活動においてもレギュラーや登録メンバーに向けての競争は生じる。
:競争が生じることを前提に、合同チームでの大会参加を選択した場合はやむを得ないこと。
- Q2 趣旨にある「勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成」を判断する基準は何か？
A:当該校の学校規模と比較し、極端に少数精鋭の部員のみで編成されている場合。
:他に相応しい学校があるにもかかわらず特定の学校と編成する場合。など
- Q3 条件①の学校教育計画に基づいた活動とは具体的に何を指すのか？
A:部活動が日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。
- Q4 条件②として該当競技を限定したのはなぜか？
A:団体競技の出場機会を確保するための措置であり、個人で出場機会がある競技は除外した。
- Q5 条件②の文中の「原則として」は何を意味するのか？
A:今回、個人種目のない登山を見送ったこと。併せて、今後拡大する可能性を否定しないこと。
- Q6 ソフトテニスの個人戦(ペア)は1人では出場できないが、今回の措置に盛り込めないのか？
A:今回の措置では、合同チーム(ペア)での個人戦出場は対象としなかった。
:今後ソフトテニスで部員不足校(部員1人を含む)同士の合同チームの可能性は否定しない。
- Q7 条件②で定めた競技以外で予選会までの参加は認められるのか？
(例：現在、ある県では柔道団体で予選会参加を認めている場合など)
A:認められる。都道府県の規定を優先する。但し、全国高校総体には参加できない。
- Q8 条件③で同一校の全日制・定時制が部員不足の場合、合同チームは編成できないのか？
A:編成できない。開催基準要項の大会参加資格(4)で別に規定されている。
:定時制の様態も多様化しており、通信制を含めた別の検討課題と認識している。
- Q9 合同チームの編成が年度によって変わっても良いのか？
(例：前年B校と編成したA校が、翌年C校と編成する場合など)
A:良い。B校が部員増で単独で出場、B校が翌年は他のD校と編成する場合などが想定される。
:但し、競技特性から「…参加ガイドライン」で制限される場合はこれを優先する。

Q10 年度毎の編成校の組み合わせに都道府県該当専門部は関与する必要があるのか？

A:原則、当該校間で判断すべきこと。状況により専門部や都道府県高体連が調整することがある。

Q11 条件⑤・条件⑥の各校の校長の承認・合意は都道府県段階の確認で良いのか？

A:良い。全国高体連への報告は求めない。

:但し、全国専門部や会場地実行委員会へは、参加申込み段階で情報提供が必要になる。

**Q12 新専門部設置などで、全てが合同チームの予選会でも上位大会への参加は可能か？
(例:ホッケーや水球で新たに専門部が設置される際、可能性として想定される)**

A:参加可能。

Q13 部員不足により対戦形式での予選会が実施できない場合、合同チームを編成して上位大会への参加は可能か？

A:今回の措置の趣旨を参酌すれば参加可能。

【その際の考え方】 * 予選会要項に記載する必要あり

:条件④の合同チームの編成期間を踏まえ、合同チームで予選会に参加申込。

:対戦相手が不在のため不戦勝。予選会要項により上位大会への出場権獲得。

【条件④の編成期間・特例関連】

Q14 編成期間が全国高校総体終了時までの場合、その後の期間の活動は認めないのか？

A:あくまで全国高校総体参加に関する期間であり。事後の活動可否に全国高体連は関与しない。

:参加が認められる都道府県では、新人大会等に向け継続した活動が想定される。

Q15 「合同チーム活動を延長すること」とは「予選会への参加」を含めると考えて良いのか？

A:良い。

Q16 部員不足を解消した学校の部員数の上限は設けないのか？

A:原則設けない。但し、予選会登録数を上回るような場合は単独での参加が望ましい。

:こうした場合、各都道府県専門部が再編成に向けた調整に入ることがある。

:但し、競技特性から「…参加ガイドライン」で制限される場合はこれを優先する。

Q17 特例で参加した試合中、全ての時間帯が合同チーム状態でなければならないのか？

A:合同チームでなければならない。単独チームの状態を原則認めない。

:合同チーム活動の継続性を担保するための特例であり、ケガ等特別な場合を除き認めない。

Q18 特例で予選会参加した合同チームが、さらに翌年度に継続して予選会に参加可能か？

A:可能。特例の対象は前年度参加実績であり、繰り返されることは想定内。期限も設けない。

Q19 翌年度以降の延長期間に新たな部員不足校が加わることは可能か？

(例ソフトボール:1年目A校8・B校6 2年目A校10・B校6 3年目A校10・B校4・C校2)

A:原則認めない。一方、C校に合同チームを編成する適当な学校がない場合は認めざるを得ない。

(例えば、前年C校と合同チームを組んだD校が部員不足を解消し単独で参加する場合など)

:また、校数や合計部員数制限は各競技の「…参加ガイドライン」で詳細を規定する。

③ 「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」関連

【1-(1)関連】

Q1 こうした改訂をしても予選会を突破して全国高校総体に参加することはないのでは？

A:可能性を考慮し仕組みを整えることが大切。予選会への参加拡大につなげることも成果の1つ。

【1-(2)関連】

Q2 文中の「各都道府県の大会等の参加に関する基準」と、今回定めた「…参加規程」・「…参加ガイドライン」との関係は？

A:「…参加規程」の該当競技は同一が望ましいが、より柔軟な都道府県独自のものでも良い。

:それ以外の競技は、各都道府県の状況に応じ独自に定めたもので良い。

4 「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」関連

【全国専門部からの問い合わせ関連】

Q1 編成基準を検討する段階で、整合性等に関して他競技と調整する必要があるのか？

A: 原案作成段階では特に要しないが、最終段階では調整する可能性がある。
: ある程度揃った段階で、必要により全国高体連事務局が仲介する。

Q2 編成基準を検討する段階で、他の競技と事前協議を行っても良いのか？

A: 良い。協議項目・内容については全国高体連事務局に情報共有願いたい。

Q3 2-(5)の大会運営上の編成基準とは具体的にどのようなことを指すのか？

A: チーム編成・交代や再出場に関すること、留学生の参加制限に関するなどを想定。

Q4 3の編成基準以外の取り決め等とは具体的にどのようなことを指すのか？

A: 合同チーム編成に関する地域性や合同練習に関することを想定。

Q5 このガイドラインと既に都道府県予選会で運用されている基準との関係は？

A: このガイドライン作成により都道府県予選会が同一基準で実施されることが望ましい。
: 一方、都道府県の状況やこれまでの実績を考慮し、より柔軟な対応が残されてもかまわない。

Q6 高野連は特別措置で他校の部員借入を認めているが、申請があれば認めるのか？

A: 認めない。仕組みとして借入ではなく部員不足校同士の合同チーム編成を選択した。

【編成基準(1)-①②人数及び校数制限関連】

Q7 サッカー・ラグビーフットボール・ホッケーの3競技は、2校による合同チームでも合計部員数が予選会登録数を超える可能性があるが問題はないのか？

A: 登録人数を超えない組合せでの合同チーム編成が望ましい。
: 一方、競争が生じることを前提に合同チームでの大会参加を選択した場合はやむを得ないこと。

Q8 全競技2校での編成を原則とし、3校以上で編成する際の基準を設けるべきではないか？

A: 3校以上の編成については、競技毎に競技特性等を考慮した編成基準を検討することも可能。

Q9 ひな形の②の基準では、合計部員数は予選会登録数以下でなければならないのか？

A: 今回の措置の導入理由を踏まえれば、予選会登録数以下での合同チーム編成が望ましく、合計部員数が予選会登録数を上回らないように合同チーム編成を調整すべきである。
: 一方、調整の結果でやむを得ないケースを否定するものでない。

Q10 合計部員数と予選会登録数の関係をどのように考えれば良いのか？

A: 部員全員の成果を試す機会の確保を考えれば、「合計部員数<予選会登録数」が望ましい。
: 一方、合同チーム編成が不調のケースや登録メンバーに向けての競争を前提に合同チームでの大会参加を選択するケースを否定するものではない。

【編成基準(1)-③の特例関連】

Q11 特例を認める際の部員数や合同チームの合計部員数は誰が決めるのか？

A: 全国専門部が競技会運営上の規則等として定め、「…参加ガイドライン」に記載する。
: (その編成基準に合致するか判断は専門部と協議の上、都道府県高体連会長が行う。)

Q12 Q11の部員数等はこれまでの運用実績等を考慮し、都道府県毎に異なっても良いのか？

A: 都道府県予選会は「…参加ガイドライン」に沿い、同一の基準で実施する。
: その他の大会では、これまでの運用実績を考慮し柔軟な対応が残されてもかまわない。

Q13 「…参加規程」条件④の特例で、部員不足を解消した際の部員数上限を原則設けないとしているが、編成基準①・②で定める部員数制限とどちらを優先して考えれば良いのか？

A: ガイドラインで定める合計部員数制限を優先する。

Q14 ③の特例で参加した試合中、全ての時間帯が合同チーム状態でなければならないのか？

A: 競技を円滑に進める最低部員数を考慮した特例であり、その必要はない。
: 一方、合同チームを編成した趣旨を踏まえ、全員が出場できるよう配慮することが望ましい。